

駐車規制が見直されます

平成30年12月17日開始



対象
区間

御池通（堀川通～河原町通）

堀川通

烏丸通

河原町通

御池通

対象
時間

6時～20時

対象
車両

貨物集配中の貨物自動車

（軽貨物自動車を含む営業用・自家用貨物自動車）



7－9の一般貸切
旅客自動車運送事
業の用に供するバ
ス（観光バス）の駐
車を除く
6－20の貨物集配
中の貨物の駐車を
除く

駐車に
あたっての
注意事項

- ★ 迷惑性の高い場所での駐車は止めましょう。
- ★ 1回の駐車時間は20分程度としましょう。
- ★ 除外対象は「貨物集配中」に限ります。

駐停車禁止場所（道路交通法法定違反）

駐
停
車
禁
止

- 交差点の端から5メートル以内
- 横断歩道から5メートル以内
- バス、路面電車の停留所の標識板（標示柱）から10メートル以内の部分（運行時間中のみ）

駐
車
禁
止

- 駐車場、車庫等の自動車専用の出入口から3メートル以内
- 道路工事の区域の側端から5メートル以内
- 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から5メートル以内
- 消火栓、指定消防水利の標識が設置されている位置や消防用防火水槽の取り入れ口から5メートル以内
- 火災報知器から1メートル以内
- 所定の方法によって駐車した場合、その車両の右側の道路上に3.5m以上の余地がなくなる場所

裏面参照 ➡



京都府トラック協会